

(総合評価方式)

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たす必要があります。

- (1) 湯川村入札参加資格登録業者名簿に登載されていること。(土木一式工事、水道施設工事(水道本管工事)の工種登録)
- (2) 県内業者、準県内業者であること。※入札参加要件一覧参照
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)第3条第1項の規定による許可を受けていること。ただし、工事により建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可が必要と認められるものについては、特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 本工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者として施工現場に配置できること。
- (5) 資格総合点数が基準を満たしていること。
- (6) 村が発注する工事等の指名競争入札の参加を停止された場合において、その停止の期間を経過していること。
- (7) 村発注の工事の契約締結日に村税の未納が確認された者については、当該契約締結日の翌日から起算して1月以上経過していること。
- (8) 村発注の土木一式工事の手持ち工事件数が3件以内であること。(予定価格130万円以下の工事を除く)
- (9) 村発注の工事の総手持工事件数が5件以内であること。
- (10) 元請として過去10年以内に国又は地方公共団体が発注した同種工事(土木一式工事、下水道工事、水道施設工事)の施工実績があること。
- (11) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。

2 入札参加手続に関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、次の資料を持参にて提出することになります。
 - ア 制限付一般競争入札(総合評価方式)申込書(様式第2号)
 - イ 企業の技術力(実績・経験等)(様式第3号)
 - ウ 配置予定技術者の技術力(実績・経験等)(様式第4号)
 - エ 企業の地域社会に対する貢献度(様式第5号)
 - オ 一般建設業又は特定建設業の許可書の写し
 - カ 市町村税納税証明書(法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税等)
- (2) 現場説明会はありません。
- (3) 設計図書等に関する質問は、質問書に記載のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。質問書の様式は、村ホームページからダウンロードできます。

FAX 0241-27-3761 メールアドレス kensetsu@vill.yugawa.fukushima.jp

(4) その他

- ア 提出書類の差替え又は再提出は認めません。
- イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担となります。
- ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しません。

3 入札会等に関する事項

(1) 入札書等の提出について

入札に参加する者は、入札書を以下の方法により提出します。

- ア 入札書等の提出は、持参により提出すること。また、一度提出された入札書等の書換え、引換え、又は撤回は認めません。
- イ 入札回数は、3回とする。

(2) 落札候補者の公表について

- ア 評価値の高い者から3番目までの者を落札候補者とし、公表します。
ただし、入札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、次の順位の者が落札候補者となります。

(3) 入札結果の公表及び方法について

- ア 入札結果の公表は、契約日の翌日から10日間行います。
- イ 公表方法は、湯川村のホームページ等への掲載となります。

4 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び実績等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とします。

- (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (イ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らないこと。
- イ 上記において、評価値が同じ場合には、くじにより落札候補者の順位を決めます。

(2) 総合評価の方法

(特別簡易型)

ア 実績等の内容に応じ、下記(ア)～(ウ)の評価項目ごとに評価を行い、点数化した得点の合計(以下「加算点」という。)を与えます。

なお、加算点の最高点数は10点となります。

- (ア) 企業の技術力(実績・経験等)
- (イ) 配置予定技術者の技術力(実績・経験等)
- (ウ) 企業の地域社会に対する貢献度

イ 入札価格及び実績等に係る総合評価は、入札者の実績等に係る上記アにより得られた加算点と標準点の合計を当該入札者の入札価格から算出した評価値算出価格で除して得た数値(評価値)をもって行います。

(3) 評価項目及び評価基準

別紙1に記載した各評価項目について、評価基準に基づき加点します。

(4) 評価値算出価格

評価値算出価格の設定方法は、以下のとおりです。

ア 予定価格算出の基礎となった工事積算をもとに評価基準価格を設定します。

イ 評価基準価格を上回る価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、**入札価格**とします。

ウ 評価基準価格以下の価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、**評価基準価格**とします。

5 入札参加資格要件の審査に関する事項

(1) 落札候補者に対する通知

落札候補者が決定した場合は、入札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法で通知します。

(2) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査

落札候補者は、制限付一般競争入札（総合評価方式）申込書（様式第2号）と提出を求められた資格の確認に必要な書類に加え、提出されている実績等を証明する書類（様式第3号、第4号及び第5号の備考欄に記載された書類等）により、入札に参加する者に必要な資格及び技術評価加算点の確認を受けてください。

(3) 入札参加不適合の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して競争入札資格不適合通知書により通知します。

(4) 入札参加不適合理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができます。

イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日以内に書面により提出してください。

ウ イにより書面が提出された場合には、受理した日から起算して6日以内に書面により回答するものとします。

(5) 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知します。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがあります。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

湯川村財務規則（昭和58年規則第1号）第115条第1項に該当する者についての入札保証金は免除します。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。契約保証金の納付は、湯川村財務規則（昭和58年規則第1号）第97条の規定による担保の提供をもって代えることができます。

なお、次の各号のいずれかに該当する場合、契約保証金を免除します。

- ①この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合
- ②この契約による債務の不履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険契約を締結している場合
- ③湯川村財務規則（昭和58年規則第1号）第98条第1項第4号の規定に該当する場合

7 その他

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。

(2) 契約は、湯川村工事請負契約約款によるものとします。

(3) 書類の規格は、原則としてA4判とします。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加制限を行うことがあります。

(5) 配置予定の技術者について

ア 他の発注機関の入札との関係について

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とし応札する場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければなりません。

イ 他の建設工事の配置技術者との関係について

入札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の工期が当該工事の工期と重複していなければ、配置予定技術者とすることができるが、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければなりません。

ウ 配置予定技術者に関する入札の条件に違反した場合について

他の工事を落札したこと等により配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず落札した場合には、契約を締結しないことや、契約の解除及び要綱に基づく入札参加制限を行うことがあります。

エ 配置予定技術者の変更

配置予定技術者については、原則変更は認めません。ただし、当該工事に申請された技術者（様式第4号）の技術力以上の技術者の場合には、変更を認めます。

湯川村若者定住住宅造成工事にかかる湯川村総合評価方式(特別簡易型)技術評価点設定基準

評価分類	評価項目	評価基準	加算点	得点	提出資料
企業の技術力(様式第3号)(実績・経験等)に対する	施工能力	過去10年間の同種・類似工事※(公共工事に限る)において、請負金額が3,000万円以上の元請けとして施工実績がある場合。	1点		※同種・類似工事とは、土木一式工事を指す。 ※評価対象工事がある場合は、その施工実績を記載すること。 ※対象工事について、コリンズ登録がなされている工事については、工事名欄の()に登録番号を記載し、登録がなされていない場合は、当該工事を証明する書類(契約書等)を提出すること。
		上記以外	0点		
	工事成績	過去5年間に湯川村又は福島県発注の同種・類似工事において、湯川村発注工事で良好以上の施工実績又は、福島県発注の工事で工事成績評点が80点以上の施工実績がある場合。	1点		
		上記以外	0点		
	①小計点		2点		
に配置する評価者の技術力(様式第4号)(実績・経験等)	施工能力	過去10年間の請負金額が3,000万円以上の同種・類似工事※(公共工事に限る)において、管理技術者、主任技術者又は現場代理人としての経験がある場合。	1点		※同種・類似工事とは、土木一式工事を指す。 ※評価対象工事がある場合は、その施工実績を記載すること。 ※当該工事について、コリンズ登録がなされている場合は、工事名の()欄に登録番号を記載し、登録がなされていない場合は、当該工事を証明する書類を提出すること。
		上記以外	0点		
	工事成績	過去5年間に湯川村又は福島県発注の同種・類似工事において、湯川村発注工事で良好以上の施工実績又は、福島県発注の工事で工事成績評点が80点以上の工事経験(管理技術者、主任技術者又は現場代理人としての経験)がある場合。	1点		
		上記以外	0点		
	②小計点		2点		
企業の地域社会に対する貢献度の評価(様式第5号)	本店等の所在地	入札参加者の本店、支店又は営業所(以下「支店等」という。)の所在地が湯川村にある場合。	1.5点		※管内業者:会津若松市、喜多方市、河沼郡、大沼郡、耶麻郡に本社若しくは本店を有する業者 ※本店等の所在地を証明する書類の写しを提出すること。
		入札参加者の本店、支店又は営業所(以下「支店等」という。)の所在地が管内業者※の地域要件を満たす場合。	0.5点		
		上記以外	0点		
	ボランティア活動など	過去5年間に湯川村で、地域の防災活動(消防団活動等)の取組や、道路・河川愛護活動、その他地域の活動としてのボランティア活動の実績がある場合。	1点		
		上記以外	0点		
	村民の雇用	3人以上雇用	1.5点		
		1人以上3人未満雇用	1点		
		上記以外	0点		
	災害活動の実績	湯川村との間に、災害時の応急対応業務の支援に対する協定を結んでいて、かつ過去5年間に湯川村において、実際に災害時の応急業務等の支援を実施した場合。	2点		
		湯川村との間に、災害時の応急対応業務の支援に対する協定を結んでいる場合。	1点		
		上記以外	0点		
②小計点		6点			
合計点		①～③小計点の合計			
加算点(最高10点)		①～③小計点の合計			

2 総合評価の計算方法

標準点(100点)に評価項目ごとの加算点を加え、合計を「技術評価点」とする。

総合評価は「技術評価点」を当該入札者の評価値算出価格で除した値(評価値)の大小をもつて行う。

なお、特定JVによる入札参加が認められた工事において、特定JVでの申請における各評価項目の申請者の得点のうち、特定JVの全構成員分それぞれに作成、提出されるものについては、構成員ごとに評価項目の得点を算出し、その得点に特定JVの出資割合を乗じて得た点数の合計(小数点第2位切捨て)とする。

技術評価点 = 標準点(100点) + 評価項目ごとの加算点	注: 評価値を算出する式で「×1,000,000」は、評価値を見やすくするため設定。
評価値 = (技術評価点 ÷ 評価値算出価格) × 1,000,000	

評価値算出は基準価格設定型とする。

予定価格算出の基礎となった工事積算を基に評価基準価格を設定する。この場合、評価基準価格を上回る価格を入札した参加業者の評価値算出価格は入札価格とし、評価基準価格以下の価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、評価基準価格とする。

入札価格 > 評価基準価格の場合は、評価値算出価格 = 入札価格
入札価格 ≤ 評価基準価格の場合は、評価値算出価格 = 評価基準価格

なお、評価基準価格の算定式及び値については非公表とし、具体的な算出方法は別紙のとおりとする。

3 落札者の決定方法

次の要件に該当する入札者のうち、上記「評価値(小数点以下の有効桁数は設けない)」の最も高い者を落札者とする。

ただし、評価値が全く同数値の者が2名以上のときはクジにより決定する。

なお、総合評価方式では最低制限価格を設けず、低入札価格調査制度により落札者を決定する。

・入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。